(その1)

収支報告書

会計		検算	転記		
					0

平成29年分
(開催分)

(ふりがな) あんとにおいのきこうえんかい

1 政治団体の名称 アントニオ猪木後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2－1－1
参議院議員会館314号室

3 代表者の氏名 猪木 寛至

4 会計責任者の氏名 田邊 裕人

事務担当者の氏名

佐藤 佳織

(電話) 070-1564-1592

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	参議院議員 (現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	猪木 寛至

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	猪木 寛至
公職の種類 (現職・候補者の別)	参議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

受付
30.8.8
収支公開室
第 号

3047号
30.4.26
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

2669

100280

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	11,399,295
（前年からの繰越額）	11,399,275
（本年の収入額）	20
支　出　総　額	8,658,550
翌年への繰越額	2,740,745

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	20	
	合　　計	20	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	5,716,868	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	236,290	0	
(4) 事務所費	479,042	0	
小計	6,432,200	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,086,608	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	139,742	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	2,226,350	0	
合計	8,658,550		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	文具品等	20,074	H29/1/16	有限会社南信堂（アスクル）	東京都千代田区九段下3－7－7南信堂ビル	
2	名刺代	70,416	H29/7/10	金子印刷企画	千葉県八千代市萱田410－1	
3	文具　名札シート　和紙	12,935	H29/9/7	有限会社南信堂（アスクル）	東京都千代田区九段下3－7－7南信堂ビル	
4	文具　和紙　コピー用紙	23,936	H29/9/7	有限会社南信堂（アスクル）	東京都千代田区九段下3－7－7南信堂ビル	
5	文具　コピー用紙、和紙、名札シート等	32,877	H29/12/15	有限会社南信堂（アスクル）	東京都千代田区九段下3－7－7南信堂ビル	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	160,238				
	その他の支出	76,052				
	合計	236,290				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	宅配便　12月分	14,148	H29/1/24	ヤマト運輸株式会社	中央区銀座2－16－10	
2	ｺﾋﾟｰ機メンテナンス・カウント代	10,164	H29/4/6	富士ゼロックス東京株式会社	新宿区西新宿6-14-1	
3	宅配便　3月分	20,304	H29/4/25	ヤマト運輸株式会社	中央区銀座2－16－10	
4	宅配便　6月分	27,324	H29/7/25	ヤマト運輸株式会社	中央区銀座2－16－10	
5	ｺﾋﾟｰ機メンテナンス・カウント代	16,417	H29/8/7	富士ゼロックス東京株式会社	新宿区西新宿6-14-1	
6	宅配便　7月分	30,464	H29/8/24	ヤマト運輸株式会社	中央区銀座2－16－10	
7	NHK受信料	50,640	H29/9/7	日本放送協会	渋谷区神南2－2－1	
8	宅配便　9月分	12,096	H29/10/27	ヤマト運輸株式会社	中央区銀座2－16－10	
9	ｺﾋﾟｰ機メンテナンス・カウント代	29,017	H29/11/6	富士ゼロックス東京株式会社	新宿区西新宿6-14-1	
10	ｺﾋﾟｰ機メンテナンス・カウント代	95,493	H29/12/6	富士ゼロックス東京株式会社	新宿区西新宿6-14-1	
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	306,067				
	その他の支出	172,975				
	合計	479,042				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会議費　12月分	10,200	H29/1/13	株式会社レストランモア	千代田区隼町4－1	
2	会議費	16,260	H29/5/9	赤坂　津つ井	港区赤坂2－22－21	
3	会議費　4月分	17,480	H29/5/26	株式会社レストランモア	千代田区隼町4－1	
4	会議費　5月分	12,350	H29/6/19	株式会社レストランモア	千代田区隼町4－1	
5	会議費　6月分	20,490	H29/7/20	株式会社レストランモア	千代田区隼町4－1	
6	会議費　9月分	13,700	H29/10/11	株式会社レストランモア	千代田区隼町4－1	
7	レンタカー	17,660	H29/~~10/30~~ 9/16	~~ほそな牧子~~ 東京トヨペット㈱八丁(営)	~~東京都港区赤坂1－21－9~~ 東京都江東区東陽2－2－20	クレジットカードによる支払 H29/10/29 リセラード
8	会議費　10月分	10,345	H29/11/13	株式会社レストランモア	千代田区隼町4－1	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	118,485				
	その他の支出	1,968,123				
	合計	2,086,608				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	1月　新聞代	11,580	H29/2/7	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
2	2月　新聞代	11,580	H29/2/7	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
3	3月　新聞代	11,580	H29/3/27	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
4	4月　新聞代	11,580	H29/5/9	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
5	5月　新聞代	11,580	H29/5/29	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
6	6月　新聞代	11,580	H29/7/6	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
7	7月　新聞代	11,580	H29/9/7	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
8	8月　新聞代	11,580	H29/9/7	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
9	9月　新聞代	11,580	H29/9/7	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
10	10月　新聞代	11,580	H29/10/30	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
11	11月　新聞代	11,971	H29/12/25	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
12	12月　新聞代	11,971	H29/12/25	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1－7－10	
13						
14						
15						
	この頁の小計	139,742				
	その他の支出	0				
	合計	139,742				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　3月　29日

政治団体の名称　アントニオ猪木後援会

会計責任者の氏名　田邊　　裕人　　印

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成３０年３月２８日

アントニオ猪木後援会
代表　猪木　寛至　殿

登録政治資金監査人　望月壽夫　㊞
登　録　番　号　第　４８４３　号
研修修了年月日　平成２７年３月１３日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、アントニオ猪木後援会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、アントニオ猪木後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)

(１)別添の「領収書等亡失等一覧表」

３　業務制限

アントニオ猪木後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、アントニオ猪木後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金　額	年月日	備　考
項　目	摘　要			
組織活動費	レンタカー	17，660	H29/4/3	東京トヨペット・港区虎ノ門１－２
事務所費	コピー機メンテナンス・カウント代	10，164	H29/4/6	富士ゼロックス東京　新宿区西新宿 6-14-1
事務所費	宅配便３月分	20，304	H29/4／25	ヤマト運輸、中央区銀座 2-16-10

※　本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

２．会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。

３　収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で１件１万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。

４　会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。